

第1回兵庫県受動喫煙防止対策検討委員会会議録

日時：令和6年3月7日(木)14:00～16:20

場所：兵庫県生田庁舎3階 A会議室

※この議事録について

開会、あいさつ、委員長の指名、委員紹介、別冊資料の説明及び事務局による資料説明については省略するとともに、各委員及び事務局等の発言内容は一部要約しています。

○委員長

令和3年度には6回のワーキングを含めた検討会が行われ、報告書という形で県知事に提出しております。その報告書を基に現在、兵庫県の受動喫煙防止対策は進んでおりますが、附則に則って今年の4月1日で、3年の見直し期間ということですので、この第4次委員会の開催となりました。

第4次委員会につきましては、今まで行われてきた取組を検証して、今後、県としてどのような受動喫煙防止対策が可能であるのかを検討する機会ということになります。

私も含めまして、委員の皆様方約10名が入れ替わった状態となっております。そのようなことですので、今までの議論もありますが、各自のお立場で忌憚のないご意見、それからスムーズな議事進行のご協力をお願いしたいと思います。それでは本日はよろしく願いいたします。

○事務局

資料1、2に基づき、事務局より説明

○委員長

それでは、ここまでについて質問等ありますでしょうか。非常に範囲が広いので、まず資料1の1、2、3の現状の状況についてご質問を受けたいと思います。

1から13ページまでの現状について、兵庫県の受動喫煙防止条例の特徴としては、妊婦と20歳未満にかなり配慮したという特徴になっております。

7 ページの 2 のように他府県の受動喫煙防止条例も大差ないのですが、突出して違うのが 1 番の東京都で、従業員がいない施設のみ喫煙を選択できるとしている。こういうくくりをすると、かなりパーセントが落ちるということですね。2 番の大阪府は、客席面積を普通は100㎡を規準としているところを30㎡にした。そうすると、またこれもちょうどかなりの絞り込みができることになっているのですが、いずれも2019年から施行ということなので、これはコロナ以前からの検討ということになっております。

あとはリーフレットの活動状況なんですけれども、いろいろされているのですが、コロナのために学校での喫煙防止教育の実施がだいぶ減ったということでした。

○委員

ご報告ありがとうございます。2点質問させてください。兵庫県条例において罰則規定があります。これは健康増進法においてもあるのですけれども、この罰則の適用状況がお分かりになれば教えていただけたらありがたいです。適用された実績があるのかどうか。あればその件数、内容等です。

もう1点、この条例の検討過程において、私はタッチしていなかったので存じ上げないのですけれども、兵庫県条例においては、禁煙の飲食店については禁煙マークを表示することが義務づけられております。これは健康増進法にはない規定です。一応、健康増進法の立場としては、およそ建物の中は原則禁煙になるので、何も表示がなければ禁煙であるはずですね。例外的に喫煙可の場所がある場合において表示しなさいというのが、健康増進法の立て付けになっております。そうした中で、あえて原則である禁煙のステッカーを掲示する義務を課したというのは、どういった趣旨に基づくものなのかというのを、もしもご存知の方がいらっしゃったら教えていただきたいと思っております。

○事務局

最初の罰則の過料の状況ですが、実績はございません。健康増進課に相談対応の職員も置いておりますので、まずは相談を受けてから現地を確認したり、施設の方に指導したりすることで理解を得るような形で、取組を進めておりますので、今までのところ罰則を適用したことはありません。

それから、禁煙マークの表示のことですけれども、詳しいことはわからないのですが、禁煙、喫煙区域があり、喫煙可能ということが、まずはお店に入る利用者が見てわかるような形でお店を選んでいただくということで、条例を適用したときにこのステッカーを作ってかなりの数を配布しました。禁煙の表示を義務づけた背景までは存じ上げなくて申し訳ございません。

○委員長

罰則に関してはいきなり罰則ではなく、まず注意して、それでも聞き入れなければ罰則に行くということなのですが、国自体も多分そこまで行っているかどうかわからない状況ではないかと思います。ステッカーに関しましては、兵庫県が国よりだいぶ先にやっていた時期からの話でありまして、6年前の議事録を読まさせていただきますと、他の自治体よりも先んじてやる際には、禁煙というステッカーもあった方がわかりやすいだろうという議論があったと記憶しています。

○委員

先ほどのご質問の関連ですが、個人的に私はたばこを吸わないので煙を吸いたくはない方なのですが、受動喫煙を受ける状況というのは、何も書いていない店に入って、しばらくしたら隣の人が吸い出すということで嫌だなと思うことがほとんどですね。当然、店の表にここは喫煙できる店だということが書いてあれば絶対に入らないので、そこがちょっと不合理に感じるところです。禁煙と書いてあればいいですけども、やはり喫煙可能ということを表示しないと、どうしても受動喫煙の機会が生じてしまいます。そのあたりをしっかりとしないと、根本的に駄目かなと思います。

あと個人的に受動喫煙を受けるタイミングというのは、仕事あるいは私用で他の人の家を訪ねて、そこの家の方が吸われるときです。当然今は、吸ってもいいかということは一言言われるんですが、客の立場で吸って欲しくないとはなかなか言えないので、いいですよとは言うのですけれども。ですので、例えば、私はたばこが苦手だと思意思表示できるような何かをつけるようにすればいいのかなと思ったことはあります。

私は吸われる方の権利はある程度擁護すべきという立場ですが、やはり吸いたくない人が確実に吸わないという環境を整備するのが大事かなと思います。

○委員

先ほどの意見に対してですが、資料には平成30年度から令和5年度にかけてこのステッカーを作成したとありますけども、以前、当店は喫煙できますというステッカーもあったと思います。それを貼っている店もあります。

○委員

私ども飲食店でも組合に加入されているお店とされていないお店がありまして、私は組合に入っているお店に対してはステッカーも配布しておりますし、皆さんきちんと貼っていただいております。それともう1点、先ほど少し喫煙環境表示が減っているという部分ですが、これは、コロナで閉店、廃業されたお店がたくさん出ておりまして、飲食店で新たに入ったテナントさんやお店の方が組合に入っておらず、お店の外観をおしゃれにしているので、禁煙表示などを全く貼っていないということが最近すごく増えています。

ただ、私ども組合に入ってもらうときは、ステッカーも渡して組合のシールと禁煙、喫煙についてきちんと指導しているんですけども、神戸三宮のことを申し上げて申し訳ないんですが、お店の数が多すぎて組合などに全く興味がない皆さんがいらっしゃると思います。そういう方に例えば、条例があるよと言ってもそんなもの知らない、もし罰則があるのならいいと言う方もいらっしゃいます。

喫煙可能の表示があれば、それを見たお客様は入ってこないですし、組合員には言っていますが、妊婦さんや子ども連れの方は入れないでくださいと指導しております。条例や法律が施行してもう年数も経っていますし、禁煙は当然で、先ほどの委員がおっしゃるようにもともと健康増進法でも禁煙と決まっていますので、逆に吸える店の表示を少し大きめのものを予算があれば作っていただいで、完全に棲み分けた方がいいのではないかと思います。

今でも、禁煙、喫煙で選んで来ていただいているお客様がたくさんいらっしゃいますし、吸える店でもお子様連れであれば、ここは喫煙店なので利用できませんということは、実際商売を捨ててもみんな頑張っていていただいております。ただ、残念ながら新しくお店をされた方や、こういう規制もわからず、組合もわからない方がたくさん新しく事業されておりますので、もう1回そういう啓発をする必要があるのではないかと考えております。

○委員長

時間の関係もありますが、そののところにんしては、同業組合の組合員数が最近減っているというやうな話もありますし、特に飲食の場合、小規模の店になればなるほど回転が早くて周知徹底が難しいということも、そうかなと思います。

前回くらいに県の方で飲食店を1万店舗近く回ったという実績があります。兵庫県3万店舗中で1万店舗回るのは膨大な時間ですが、そういう足で回っていただくということもひとつの方向性なのかもしれないです。これにんしては、また次回以降に詰めたいと思います。

○委員

先ほどの委員がおっしゃった点の確認になるのですけれども、健康増進法の規制で、2020年の4月1日、つまり健康増進法の施行日以降に、新たに開業された飲食店は、そもそもたばこを吸いながら飲食という形態が許されないんです。ですから、最近始められたところが、たばこを吸いながら飲食をしているというのは、もうそれだけで法律違反になります。そののところは、新たにステッカーを配って掲示するという議論はそもそも発生しないです。そののところは、改めてご確認いただけたらと思います。

○委員長

報告事項の次の部分に移りたいと思います。アンケート調査の方ですね。14ページからのところですか。喫煙率自体は、日本も少しずつ減ってきて、欧米に近づきつつあるというところですか。

16ページの表の(5)ですけれども、飲食店で受動喫煙を受けたというのは減ってきていますが、職場で受動喫煙を受けたというのが目立つようになってきてしまっているというところですね。

それから20ページの下のところですが、これは、歩きたばこや飲食店で受動喫煙にあったパーセントが書いてありますけれども、これ実は前々回の調査で、路上・歩きたばこが61%、飲食店が64%でしたから、そういうことを考えますとどちらも前々回と比べると著明に減っています。前回と比べると減っていないようには見えますがということですね。

21ページの下ですが、規制を知らない人が少し増えてきたというのは問題かなと思います。22ページの下の要望としては、啓発や教育に力を入れて欲しいということです。ここまでご質問何かありますでしょうか。

○委員

先ほどの受動喫煙の有無について、兵庫県では職場が多いということはわかるのですが、家庭が結構少ないですが、家庭というと子どもですね。実は、幼稚園の校医をしまして検診をするのですが、3歳、4歳、5歳くらいになったお子さんになると、家庭で喫煙されている方がいらっすると歯茎の色が全然違います。それくらいやはり家庭で吸っていると、子どもに対して影響がすごく出ているという状況です。そういうことを踏まえまして、家庭というのは、子どもは吸いたくないなどと言えないので、四六時中たばこで受動喫煙を受けているという状況です。もう少しこの家庭での受動喫煙というものを啓発していただけたらと思います。

○委員長

貴重なご意見ありがとうございます。学校での啓発の機会が減っていた分と合わせまして、特に大学生とかになりますとなかなか啓発もすんなり聞き入れてもらえないので、できれば小学校の辺りまでにきちんとするというのと、妊婦さんへの啓発を以前からやっていたらいいんですが、改めて強化するというようなイメージかと思えます。

○委員

先ほど委員長がおっしゃった、大学生ともなるとなかなか聞き入れてくれないという点ですけれども、確かにそうかなと思います。

県がお作りになったこの10代向けと思われる動画も拝見したのですが、あまり若い人に健康被害がありますよと言ってもピンとこないと思います。ある程度の年齢以上になるとピンとくるけれども。そこでやはり若い人に対しては、例えば今、結婚するならば非喫煙者の方がいいということは、もう男女ともすごく高い割合を占めておりますし、就職の時も喫煙する人はお断りとする会社が増えていると。さらに恋人を作るにも喫煙する人はお断りというような統計が出ているわけで

す。

そういう観点から、恋人を作るであるとか、結婚するとか就職をするといった若い人が非常に興味を持つテーマについて、喫煙が非常に不利に働くということを若い人にはアピールすべきなのかなと考えます。

○委員長

資料作成の動きというのが今までどういう経緯で、どこが作成されているのか私も知らないところがありますので、その辺、今後前向きに考えていきたいと思えます。

○委員

資料16ページの兵庫県健康づくり実態調査で、家庭の受動喫煙が書かれています。先ほどもありましたけれど、この家庭というのは、必ずしも家庭の中ではなく、明石市の方で今課題になっているのは、集合住宅においてベランダ伝いのたばこの煙があつて、家庭では一切吸っていないけれども、外からのたばこの煙で受動喫煙してしまうということが課題になっています。この家庭というのは、そういったものが入っているのか、入っているとしたらどのくらいの割合で入っているのか、実態をつかんでおられたら教えていただきたいと思えます。

○事務局

家庭の中での割合まではわかりません。そこまでの調査はできていませんが、ベランダにつきましては、本当に苦情も多くございましたので、管理組合やマンションに貼ってもらえるような専用のチラシを作って啓発をしています。マンションや組合が新たにお作りになるのもひとつですけれども、県の方で作っていますので、そういう共通のチラシを作って啓発にご協力いただいている状況です。

家庭に小さい子どもがいる場合は、家庭での喫煙を禁ずるといのように条例でも取り組んでいますが、なかなかそこまで踏み込んで啓発が十分できてないところもあります。ただ、家の中では吸えないなということでベランダに出て吸っているという、まさにその状況もあり、なかなかそこに対しての理解、それから啓発が少し不足している部分もあろうかと思えます。

家で吸わないとなると、その共用部分でどのように理解を得ていくかというところ

ろが今後も大きな課題になってきますので、その点についてもまだ課題は多く残っているのではないかと感じているところです。

また、検討委員会の方でも引き続き議論いただき、県の方でも有効な啓発に取り組んでいきたいと思えます。ご意見どうもありがとうございます。

○委員長

先ほどの委員の意見に関係があるのですが、例えばこのアンケートの選択肢として、ベランダなどを設けることは将来可能でしょうか。

○事務局

今後、選択肢として入れ込んでいくことは可能かと思えます。

○委員長

では、そのようにお願いしたいと思えます。

○委員

今の質問にかぶせるような形になるんですが、家庭が一番わかりづらいところではあるのですけれども、実はこの職場も一体誰から受動喫煙を受けてしまったのかというあたりが、本来、ハラスメントなども含めて、今後解決していかななくてはならないところではないかなと思えます。

アンケートの時に、可能かどうかわかりませんが、例えば受動喫煙を経験した時に、それは一体誰からだったのかというところがわかれば、ジェンダーハラスメントや、もしくは年長者からというところも含めて、考えていくのかなと思えますので、ご検討いただければと思えます。

○委員長

要望が膨れ上がって申し訳ないです。兵庫県の弁解をしますと、各都道府県もこの様なものやっていて、兵庫県はものすごく詳しい方です。しかし、今日の貴重なご意見でバージョンアップをお願いしたいと思えます。

それでは23ページに移らせていただいてよろしいでしょうか。23ページからは、

これは職場に対して聞き取りみたいなイメージですが、驚いたのが25ページの網掛け部分のパーセントを縦で見ると、右から2つ目の条例遵守施設割合というところが、実は幼・小・中・高校が73%であったり、保育所が40%であったり、医療機関が32%で、その5つほど下の児童福祉、これは第1種施設で敷地内禁煙、原則屋外喫煙所も不可のはずがこんなことになっているということが少し驚きかなと思います。

逆に27ページは、経過措置中とはいえ、飲食の方は網掛け部分、条例遵守施設割合というのは、パーセントで見ると現在93%と比較的良好な数字が出ているということになります。あと、気になったところが30ページの出入口の灰皿設置が意外と多いということです。健康増進法や受動喫煙防止条例では、入口の灰皿を設置する場合は、受動喫煙が生じないようにするという事になっているはずなのに、本当にこんなに多いのかなというのが少し気になっています。街中で店頭の灰皿を見る機会が非常に減っているのに、なぜこんな高い数字が出たのだろうというのが、個人的には少し気になっております。この部分について何かご質問ありますでしょうか。

私の方から、30ページの入口の灰皿設置とは、これは本当に灰皿設置ですかね。なにか実感と合わない感じがします。街中で灰皿がポンと目につくということはずごく減ってきている気がするのですが、何なのでしょう。

例えばコロナ前でしたらこんなものかなと思うんですけども、コロナの最中に急速に入口の灰皿撤去が進んで、まず見ない感じなのですが、ちょっとこの辺は質問の意図が変なふう解釈されてないですかね。

もし、この場でわからないのでしたらまた次回のときでも。おそらく質問の意図は、店頭にある仕切りもない、クランクもないただの灰皿という意味合いだと思いますので、そういう具体的な説明を書いていた方がよいのではないのでしょうか。異常に高い数字なので、それが気になっているといいますか、実態と合っていないのではないかという気がいたします。

もう1つ、キーワードで職場というのが出ましたが、第1種施設のところの条例遵守率が100%になって欲しいところになっていなくて、非常に低いということが気になっています。

この辺が今後の検討会の方向にもなってくるのではないかと思います。他にご意見、ご質問ありませんでしょうか。

○委員

質問になります。27ページの飲食店の中の横長の表ですけれども、建物内一部喫煙可というのがありますが、この建物内の一部というのは、何か物理的に仕切られた空間になっているということが前提なのか、それともテーブルが5つあるうちの1つだけ喫煙可にして、空気の対流が行われているというものなのか、その辺、アンケートを取るにあたって特定されたかどうかという点を教えていただけますか。

○事務局

アンケートの質問の項目として、条例の特例措置を適用しているかという項目での一部喫煙可能かどうかという選択肢です。経過措置の特例措置を適用ということですので、部屋として区別しているかということ想定して、事務局としては選択肢は設けていますので、そういう意味では、5つのうちのテーブルの1つは喫煙可ということではないという認識です。

○委員

26ページの地域別の条例遵守状況のところですけど、平均を上回っているところがこの地域で、下回っているところはこの地域ということは数字を見ればわかるのですが、これについてどのように考察されているのか、差し支えない範囲で教えていただければと思います。例えば、幼・小・中・高だと、神戸だと100%ですが、30%台のところもありますけれども、このあたりその地域でなぜということがわかれば教えていただければと思います。

○事務局

今回初めて、回答施設がどの地域かということ質問に入れさせていただきました。このような結果になっている要因の詳細な分析については、今のところ単純に集計したところのため、分析が進んでいない状況です。

○委員

受動喫煙の対策はだいぶ前からやっておりますが、やはり喫煙者は一部、ある程度いらっしゃるの、その方たち全員が禁煙ということはなかなか現実的ではな

いです。私が一番問題だと思っているのが、喫煙所が少ないことです。結局、喫煙所がないので路上で吸ってしまって、たまたま横を通った子どもたちや妊婦さんにも望まない受動喫煙の煙が行ってしまっている部分があると思うのです。

東京や大阪はいろいろなところに喫煙所を設けていて、吸う方はそちらで吸ってくださいという感じで、結構棲み分けができています。神戸の三宮エリアでは、路上喫煙禁止エリアで喫煙している方に過料をかける巡視員の方がいらっしゃるが、観光客や海外の方はそのあたり全く分かっていない状態です。私どもの組合員が南京町などの繁華街にいらっしゃるが、あの辺りは完全にエリアごとが禁煙エリアになっておりまして、店内も吸えないためどこで吸えばいいのかというもめ事がたくさん出ています。特に外国の方は、例えば路地などで隠れて吸ってしまっています。私が知っている限り、三宮エリアの喫煙所は3箇所しかなく、元町駅に1箇所、三ノ宮駅の東の端に1箇所、東遊園地に1箇所です。これだけ多くの人がいるところで、3箇所というのはさすがに少なすぎるのではないかと思います。そのため、お昼休憩で皆さんが出てきた瞬間から、道路で吸っている様子が多々見受けられるため、喫煙所が何箇所かあればよいと思います。喫煙者は今結構肩身が狭い思いをしているため、喫煙できるお店を選んで行ったり、道で吸わないようにしているが、喫煙所が整備できればよいと思っています。

○委員長

ご意見ありがとうございます。その件につきましては、なかなか難しいところがあります。健康づくり審議会の下部組織である受動喫煙防止対策検討委員会で、喫煙所を整備するということが議論になじまない部分がありまして、他の県でもこの議論は別のところであるところもなっているところもあります。委員会の位置づけの中ではこの話をご容赦いただけたらと思いますが、これに関して事務局はいかがでしょうか。

○事務局

公共、公衆喫煙所の整備については要望をいただくこともありますが、県が喫煙する場所を作って増やしていくということは、政策として取り組んでいくには非常に厳しいところがあります。公共というところが公的なところにも関係してきます

ので、検討委員会の中でもご要望、ご意見が出てくるかもしれませんが、県として喫煙所を作っていくという方向に舵を切るとは、今は難しい状況です。

○委員長

その代わりと言いますか、先ほどから話しに出ているステッカーは、かなり浸透してきていますし、喫煙可能店を利用して喫煙される分については、この検討委員会で規制するものでもないと思っています。

○委員

2点お伺いします。1点目が先ほど委員長からもお話がありました第1種施設の条例遵守割合のことですが、例えば病院の監査や立入り検査などを県でしていると思いますが、そういう場での禁煙指導や喫煙環境の遵守状況の見回りなどをされているのか、お伺いします。

もう1点が飲食店のことになります。建物内一部喫煙可と全面喫煙可という項目がありますが、最初一見したとき、喫煙できるのかできないのかよくわからないというのが正直な感想です。これが条例の特例措置に当たるということがどういうことなのか教えていただければと思います。

○事務局

医療機関への立入りは、年に1回健康福祉事務所で実施していますので、指導する機会がありますが、基本的に敷地内禁煙になっているという前提で立入り調査しています。条例ができた当初はテーマとして指導項目にあった年もありましたが、その後はだんだんとできているだろうという前提のもと、調査をしています。そのような状況ですので、このアンケート調査で出た結果を踏まえまして、再度保健所長会を通じて取組を徹底していくことは可能かと考えています。

飲食店の方ですけれども、飲食店は条件を満たした小規模な飲食店については、店内で飲食しながら喫煙が可能もしくは一部喫煙室で可能という扱いが、条例でも法律でも特例措置としてあります。その選択肢のことです。

○委員

なるほど。この文言だけ見たときに、たばこ吸えるというふうになんかちょっと読み取れてしまうんじゃないかと思ったところもございましたので、言葉じりのところで申し訳ないんですけどもお伺いした次第でございました。

○委員長

ちょっと選択肢がわかりづらいところがあるかもしれませんが、先ほどの灰皿のところもそうでした。また、その辺検討を事務局の方でお願いしたいと思えます。

それでは時間もございますので4番の協議事項に移らしていただいてよろしいでしょうか。では協議事項について事務局より説明をお願いします。

○事務局

資料3に基づき、事務局より説明

○委員長

事務局の案といたしましては、兵庫県の受動喫煙防止対策はまだちょっと周知徹底がされていない部分が残っているのですけれども、もう既にいいものがあり、それを今、国よりも先んじてさらに強化するのではなく、国の健康増進法の改正を横目を見て、その後に必要があれば条例を変えていく。その期間までは、啓発普及に努める。そういう理解でよろしいですかね。この方向性について、何かご意見ありますでしょうか。

○委員

方向性は特に異存はございません。ただ、把握しておきたいのは、国の方の動向が、令和6年度の途中ぐらいから見直し検討がスタートするようではございますけれども、この国の方の動向はどんなスケジュール感で始まるのかということ、もしおわかりでしたら教えていただけたらと思います。

○事務局

こちらとしてもまだ把握しきれていない状況です。

○委員

条例は3年ごとの見直しで、今回は、令和7年、8年まで検討するというご提案ですけれども、それについては、国の動きも踏まえてという考え方は理解できます。ただ確認ですが、その後の見直しはどのようなふうな考え方になるのでしょうか。次は2年になるのか、3年になるのか、その辺りについて考えておられることがあったら教えてください。

○事務局

検討時期を変えらるとなると条例の改正も必要になってきます。詳しくは今後検討させていただきます。

○委員

この資料を事前に読ませてもらって、私の理解不足なのですが、条例の見直しを伴わない内容について検討する場合というところですが、これは条例の中に含まれていないような内容を検討する場合という意味を指しているんですか。

○事務局

条例を改正せずに、今の条例の中でもまだ取り組みを強化できる部分についてご提言いただきたいということです。条例のさらなる上乘せ部分を決めなくても、まだ徹底していない取り組みがあるのではないかとということです。

○委員

規制の上乘せ部分をさらに規制することではなく、まだ徹底されていない部分をどうするか検討するという意味ですね。さらに条例の見直しまでするというのではないのですね。ということは、その規制の上乘せ部分はもう下げることは絶対ないということですね。

○事務局

はい。

○委員

わかりました。資料（１）のところの理由はよくわかったのですが、今、兵庫県の条例は国の法律よりも先に進んでいるということが特徴として挙げられていると思いますが、今後国の法改正の見直しははっきりわかったときに、例えば、今の県条例の上乗せ部分と法改正後の規制の差が縮んだ場合、さらに県の規制がその上を行くということが前提になって議論されるという意味ですか。

○事務局

その前提ではありません。法律の規制との差が縮んだからといって、県の規制をさらに上乗せしていくことが決定づけられているものではありません。

○委員

そうしたら、法律が今度改正されて、今の県の条例に近づいたとしても、さらに県条例がその上に行くことがありきではなく、法律の規制と一緒に行きましょうと、場合によってはまだ徹底されていない部分があるため、これをさらに徹底させるためにどうするか議論をしてはどうかという、こういう理解でよろしいですか。

○事務局

はい。

○委員

よくわかりました。

○委員長

そこに関しましては、検討委員会の方向性と関わってくる部分かと思うのですが、これも、これは私個人の考えですが、国の法律からさらにそれを締め付けようという方向性ではなくて、結果としてちょっと厳しいところが出るかもしれませんが、

それよりは、さきほど兵庫県の地域で全然遵守状況が違いますというようなデータもありましたけれど、兵庫県にあった特性、特色のあるものが出たら、それでいいのではないかと考えております。そういう点でいろいろな立場の委員の皆様がいらっしゃるので、進めていけたらと考えております。

この協議事項につきましては、一旦、国がもう近々法改正するだろうということがわかっておりますので、それまでは、兵庫県はむしろ今までのところの周知徹底などの議論をしていって、そのうち国の方針が固まってきたら、兵庫県の特色が生かされるようなスタイルを探っていくというような方向性でよろしいでしょうか。何か異論ございませんでしょうか。ではそのようにさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

では、最後になりますが、意見交換であります。時間がだいぶ迫ってきていますけれども、ここはぜひ第1回目ですから、委員の皆様一言ずつ、最後をお願いしたいと思います。では、席順でお願いできますか。

○委員

先ほどいろいろ発言の機会をいただきまして本当にありがとうございました。

他の委員がおっしゃった中で、健康増進法の規定により、ステッカーを貼る、貼らないという以前の問題ではないかというご意見。ごもっともですが、一般のお客様はほとんど知らないですよ。私やこういう関係をされている皆さんは知っているとありますが。委員がおっしゃるように、法律では当然全部禁煙でしょうということですが、結局は禁煙という表示がなければ、店内で吸ってしまうんですよ。今はお客様の意識はこんな感じです。禁煙なので吸わない人はその店に行きます、吸う人は禁煙店を避けて店を選んでいるというのが現状で、ステッカーを貼っていないお店への周知徹底もしないといけませんが、どうしても現状はまだ健康増進法で決まっていることがお客様に周知されていないように感じています。

私どもも組合員の皆様には、再度ステッカーの確認と、入店規制、吸えるお店なら妊婦さん、20歳未満の子どもは絶対入れないでくださいというお願いをしていく感じで、受動喫煙を減らしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。ありがとうございます。

○委員

受動喫煙は本当に望まない喫煙をしたくないというところが一番の肝でございます。特に、自分で言えない小さいお子さんや周りを気にして言えないというお母様方もいらっしゃると思いますので、罰則を厳しくするというのもありますが、ぜひ受動喫煙の防止を正しく推進しているというお店を、例えば兵庫県だと、兵庫県子育て応援協定や、子育て応援パスポートというものもありますので、そういったところに例えば推奨店というような形で載せていくというような、褒めるという部分もありかなと思いますので、またそういったことが話し合えればいいかなと思っております。どうもありがとうございました。

○委員

受動喫煙の防止は非常に大事なことだと思いますので、この考え方や理念というものを周知徹底させることが一番大事かなと思います。条例を制定するときには、たばこを吸う方、あるいはたばこは嫌だという方、あるいはご商売されている方、あるいは行政の立場とか、いろいろな立場があると思いますので、皆さんそれぞれの立場のメリット・デメリットも勘案した上で、一番適正な条例づくりというのが大切かなと思います。ただ法律で決められたら、これはもう絶対守らないといけません。条例は法律に上乗せすることが目的ではなくて、それぞれの立場でメリット・デメリットを勘案して、受動喫煙を防止していきましょと、そういう取組を推進するような形の条例づくりというのが、この中でお話できたらなと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○委員

お疲れ様でした。事前に委員の名簿を見せてもらって、やはりそれぞれ立場が違って意見の相違も多分あるだろうなと思っていました。こういう議論は、自分がどう思うかということをもまず言わないといけなないので、それは言ったのですけども。ただ私は棲み分けというかですね、やはりいろいろな立場で、生計を立てていらっしゃる方もいるので、それをうまく棲み分けできる方法を探って、受動喫煙を限りなく減らすという方向でできればと思っていますので、どうぞよろしく願いいたします。

○委員

本日は皆さんありがとうございました。今、委員がおっしゃった棲み分けによる受動喫煙の防止という点については、私も大きく首肯するところであります。こうした権利と権利がぶつかるところをどう調整するのかというところが、我々法律家が日々やっている仕事の内容であります。そうしたときに喫煙する権利論というのが必ず出てくるのですけれども、ここで注意すべきなのは、受動喫煙に受忍義務はないということです。受動喫煙を受ける側が何かを受忍しなければいけないという議論は発生しえないです。これは例えばセクハラをする権利を認めると、セクハラには受忍義務があるんだと言っているのと一緒の、非常に荒唐無稽な話になりますので、どこかで権利調整をしなくてはいけなくなったというときに、受動喫煙を受ける側に何かを我慢させるというのは、やはり議論の前提にはならないというところは、共通理解として持ちたいなと思っております。以上です。

○委員

我々社交業は、居酒屋、クラブ、バー、スナックで、お客さんは8割から9割は喫煙者です。お客さんにこの受動喫煙の問題を話しても、たばこは合法で税金も納めているのに、なぜそこまで隅に追いやられないといけないのかという意見です。

新幹線ののぞみ号の喫煙車両がなくなるという話もあります。喫煙者は四苦八苦して、ひかりに乗り換えて、のぞみの通過待ちの駅の喫煙所で吸うということを考えています。

私が喫煙者の味方をするのはちょっとおかしいですが、今は私は禁煙者ですが、この検討委員会ではとにかくお互いに上手にしていけないと前に進まないと思えます。これでいいという結論はないと思えます。以上です。

○委員

この検討委員会は、受動喫煙と禁煙がごちゃごちゃにされている委員会と私は伺っていましたので、今日は覚悟してきたんですが、いろいろなご意見を聞いて、煙を吸って被害を受けることは本当に駄目なことですね。受動喫煙をどう減らしていくかというのがテーマだと思いますので、私はお店でたばこを吸わせてほしいという意見を持っているわけではないので、その辺もご理解いただきながら、吸う人の

権利も、嫌な煙を吸いたくない人の話もちゃんと理解できるように、皆にも伝えていきたいと思います。ありがとうございました。

○委員

一般の住民の感情としては、以前は公園に行くときすごいたばこの吸い殻が多かったのですが、最近は少し減りました。反対に、先ほど話があったように道に吸い殻が捨ててあることがとても多いですね。子どもは小さいので下の方を歩くのですが、「これはなあに」と言って触ったりするんですね。「それは触ってはダメなものなの」と言うのですが、なかなかわからないんです。小学生くらいになると禁煙教育も受けてたばこの害などもわかるのですが、それ以下の子どもたちは背は低いし、周りにたばこを吸っている人がいないと見たことのないものが道に落ちているのを見て、触りに行ってしまふ。一番よくないパターンだと思うのです。ですから、先ほど話があったように路上喫煙がこれからも大きなテーマになるのではないかなと思います。ほかでは、お店は選んで入ることができますし、学校でも家でもたばこに出会わないで済むのですが、路上というのは大事なかなと思います。

もう一つは、赤ちゃん連れの若いご夫妻が、スーパーで店員さんをお願いしてたばこを買っている人が結構います。子どもの顔を見てなんだか切なくなってしまう。私は一般市民なので言えないですけど、昔に禁煙教育をしていたときに「たばこをやめないですか？そろそろやめてもいいですよ」とたった一言言うだけで、6か月後に会おうとやめている人が何人かいらっしゃいました。ですので、たばこを売るときに、「禁煙しませんか」と書いたパンフレットや小さい紙でも渡してあげたら、このお父さんお母さんもやめるのではないかと。何人かでもやめたら、それはそれで子どもや奥様の幸せにつながるのではないかなと思います。以上です。

○委員

今日はいろいろありがとうございました。飲食店で喫煙が可能かどうかということとは、限りなく難しい問題だと思います。

受動喫煙の有無で、家庭でたばこを吸う方は、女性の方が男性より2倍多いという実態もあります。そういうことも踏まえまして、いくら規制しても隠れて、あるいは家庭内で吸うという状況は生じてくると思いますので、是非とも喫煙が健康に

及ぼす影響に関して、より一層普及していただくようお願いしたいと思います。

○委員

今日はどうもありがとうございました。その時詳しく聞けなかったのですが、地域別の喫煙環境の条例遵守の状況の中で、私が所属している地域が大変低いということで、自治体としてやはり取り組めることをしっかり取り組んでいかなければならないと思いますし、それぞれの自治体がそれを認識しないといけないと思います。せっかくこうしてアンケートを取っていただいていますので、分析した結果を各自治体に共有していただいて、自治体として率先してやるべきことをしっかり取り組んでいかなければならないと思いました。特に、幼・小・中・高校で、神戸地域は100%なのに、東播磨地域が34%という大きな差があるのは、一体どういう状況でこういうことになっているのか教えていただけたらと思っています。

また、市としては今は集合住宅における受動喫煙について、議会でも質問が出ていたりするなど、喫緊の課題になっております。先ほどご紹介いただいた、県で作っていただいているマンションの住民向けの受動喫煙防止のポスターなども活用させていただいているところですが、このようなことをこれからどういうふうに周知徹底して、受動喫煙を防止していくかということは、各自治体の大きな課題となっておりますので、そういったことも今後是非議論していただけたらと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員

本日は皆様ありがとうございました。日本の改正健康増進法は、どうしても世界と比べますとまだまだ抜け穴があるというふうに言われてはいるんですが、その中でも兵庫県の条例は、法律と比べて上乘せがあったり、先進的な取組がたくさんされてるのではないかと考えております。そういった中で遵守状況の低さなど、まだまだ改善できる余地もあるのではないかと考えていますので、皆様とお話をしていく中で、そういう遵守の向上や、そのために何が必要か、条例を充実することも含めて、議論していけたらと考えております。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

○委員長

委員の皆様ご意見ありがとうございました。本日は協議事項も含めいろいろありましたけれども、事務局には次回開催に向けて今後の検討内容についてまとめていただきたいと思います。

それでは最後に何か委員の皆様からよろしいですか。他にないようであれば本日予定しておりました議事は以上で終了させていただきます。それでは進行を事務局にお返しいたします。

○事務局

委員長ありがとうございました。

それではこれもちまして、第1回受動喫煙防止対策検討委員会を終了させていただきます。次回の検討委員会は、スケジュールにもありましたように令和6年度の上半期を目途に開催する予定としております。また、時期が近づきましたら日程調整等のご案内を差し上げたいと思います。

次回開催までにご意見等がございましたら、何なりと事務局宛にご連絡いただければと思います。

本日はどうもありがとうございました。

オンライン参加の方はご退出ください。ありがとうございました。